



あなたの家のブロック塀は安全ですか？ 危険なブロック塀をなくそう。

ブロック塀等の撤去や耐震改修工事費の一部を補助します。

市では、平成30年6月18日の大阪府北部を震源とする地震による、ブロック塀の倒壊被害を受け、市内に有するブロック塀等の更なる耐震化を促進するため、平成31年4月から補助制度の拡充と補助内容の見直しを行いました。

避難路や通学路など、ブロック塀は比較的人通りの多い道路に多くあります。その地域に住む人たちで十分に話し合い、互いに協力合って危険なブロック塀をなくしましょう。

また、個人や事業所のいずれの所有のブロック塀も補助制度が利用できます。

補助対象となるブロック塀

次の項目にすべて該当するものが対象となります。

①公道に面しているもの

②地震発生時に倒壊の危険があるもの

：ひび割れ・傾きがある、控壁が不足している、厚みが十分ではない(10cm以下)など

③ブロック部分の高さが60cmを超えるもの

：1段が20cmのブロックの場合、4段積み以上

※注意:幅が4m未満の公道に面したブロック塀を改善する場合、塀の後退が必要になることがあります。
道路幅が狭い場合は、あらかじめ建築住宅室へご相談ください。

※生垣に交換する場合は、別途補助制度がありますのでご相談ください。

前



後



補助額

①撤去事業(ブロック塀を取り除く場合)

基準額:ブロック塀の長さ×8,900円/m

対象地域	対象費用	補助額(いずれも千円未満切り捨て)
市内全域	工事費	撤去に係る費用と基準額を比べて少ない額の2分の1以内で、 1敷地200,000円以内
次のいずれかに該当する地域 ①国道150号以南の津波避難困難地域 ②緊急輸送路沿い ③通学路沿い※		撤去に係る費用と基準額を比べて少ない額の3分の2以内で、 1敷地266,000円以内

②改善事業(ブロック塀をフェンス等に交換する場合)

基準額:ブロック塀の長さ×38,400円/m

対象地域	対象費用	補助額(いずれも千円未満切り捨て)
次のいずれかに該当する地域 ①国道150号以南の津波避難困難地域 ②緊急輸送路沿い ③通学路沿い※	工事費 設計費	改善に係る費用と基準額を比べて少ない額の3分の2以内で 1敷地333,000円以内

※申請する年度において市内小中学校が決定し、市教育委員会が承認した通学路

令和6年4月1日現在

補助金の申請から交付までの流れ

【申請は必ず事業を実施する前に行ってください】

①交付申請

交付申請には、工事を行う業者の見積書やブロック塀の写真、図面などが必要です。撤去や改善するブロック塀の長さなど、手続きに不明な点がありましたら建築住宅室にご相談ください。

※申請に必要な書類は、インターネット検索サイトへ「袋井市ブロック塀」と入力し、袋井市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付要綱から入手できます。

②交付決定

交付申請に基づき補助金の交付を決定し、市から申請者に「交付決定通知」にてお知らせします。

③工事着手

申請者が工事業者にブロック塀の撤去または改善を依頼してください。

④工事完了

⑤実績報告

工事がすべて完了したら申請者が市へ「実績報告書」を提出してください。実績報告書には写真、施工業者の請求書または領収書の写しなどを添付してください。

⑥交付確定

実際に掛かった費用に基づいて市が交付金額を確定し、市から申請者に「交付確定通知」にてお知らせします。

⑦補助金の請求

申請者が「交付確定通知」に基づいて、市に請求書を提出してください。

⑧振込

申請者が指定した口座に市から補助金を振り込みます。